

緑といきもの賑わい事業補助金実施要綱

(趣 旨)

第1条 緑といきもの賑わい事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県県民生活環境部関係補助金等交付要綱（令和2年3月31日長崎県告示第302号。以下「県民生活環境部要綱」という。）に定めるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等並びに補助対象者は、別表のとおりとする。
2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類等)

第3条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 当該事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 設計書、仕様書又は見積書の写
- (4) 関係図面及び現況写真（普及啓発は省略可）
- (5) 暴力団排除に係る誓約書（様式第2号）（申請者が地方公共団体の場合は不要）

(補助の条件)

第4条 規則第6条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 県民生活環境部要綱第10条の規定により帳簿の整備等を行わなければならないこと。
- (2) 事業実施後の対象地域又は保全等活動運営状況のモニタリングを行わなければならないこと。
- (3) 緑化樹木等の肥培管理及び保育管理を適正に行わなければならないこと。

(事業計画の変更等)

第5条 規則第11条第2項第1号の規定により、規則第4条により知事に提出した書類の内容を変更（第4項の軽微な変更を除く。）しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出しその承認を受けなければならない。

2 事業計画変更承認申請書に添付すべき書類については、第3条（申請書に添付すべき書類等）の規定を準用する。

3 規則第11条第2項第2号の規定により、事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しその承認を受けなければならない。

4 県民生活環境部要綱第5条第4項の規定による軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。ただし、補助額の変更を伴わないものに限る。

- (1) 緑化事業に係る植栽樹種の変更

(2) 事業費の2割以上の増減を伴う変更

(実績報告)

第6条 県民生活環境部要綱第6条第2項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日(規則第13条第1項後段の規定による場合には、翌年度の4月10日)とする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業精算書(様式第5号)
- (2) 完成検査調書及び請負契約書の写(直営の場合は、支出証拠書類の写)
- (3) 出来高精算書及び図面
- (4) 事業の実施状況が確認できる書類(写真、実施状況が確認できる報告書等)

(補助金の交付)

第7条 規則第16条第1項の規定による交付請求書の提出期限は、規則第14条の規定による額の確定通知を受け取った日から14日以内とする。

2 前項の交付請求書に添付すべき書類は、省略することができる。

3 県民生活環境部要綱第7条第2項の規定による概算払い請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 請求内訳書(様式第6号)
- (2) 着工又は出来高を証明する書類(様式第7号)

(その他)

第8条 規則、県民生活環境部要綱及び実施要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要綱は、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成23年4月1日)

この実施要綱は、平成23年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成29年4月3日)

この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(平成30年4月2日)

この実施要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(令和2年4月1日)

この実施要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(令和3年4月1日)

この実施要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

改正文(令和4年4月1日)

この実施要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助対象者	補助対象施設又は地域	補助対象経費	補助率
(1) 市町	イ 保育所、幼稚園、小・中・高等学校 ロ 公園、広場、一般住民が利用する運動場、道路 ハ 公民館、住民センター、老人ホーム等社会福祉施設 ニ その他の公共施設 ホ 野生動植物の生育・生息地、保全地域等	1 保全地域等の風致景観の改善に係る事業 (1) 通景確保事業 (2) 公有地における原風景再生事業 2 生物多様性の保全に係る事業 (1) 緑化事業 (2) 保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖事業等 (3) 保全等活動に資する普及啓発、組織基盤強化事業	3分の2以内 (離島部) 2分の1以内 (本土部) 補助対象経費1(2)に規定するものについては10分の10以内とする。
(2) 社会福祉法人、学校法人、医療法人	イ 保育所、幼稚園、小・中・高等学校 ロ 老人ホーム、社会福祉施設等	1 生物多様性の保全に係る事業 (1) 緑化事業 (2) 保全地域等の保全事業、希少野生動植物の保護増殖事業等 (3) 保全等活動に資する普及啓発、組織基盤強化事業	2分の1以内 補助対象者(5)(6)(8)が行う事業のうち補助対象経費1(2)(3)に規定するものについては10分の9以内とする。
(3) 中小企業等協同組合、中小企業団体、商工会議所、商工会	ハ 組合会館、福祉センター、運動場等組合員が共同で利用する施設 ニ 商工会館	(3) 保全等活動に資する普及啓発、組織基盤強化事業	補助対象者(5)(6)(8)が行う事業のうち補助対象経費1(2)(3)に規定するものについては10分の9以内とする。
(4) 緑化推進団体	ホ 地域の特性に応じて緑化を行おうとする施設		
(5) 中小企業者	ハ 野生動植物の生育・生息地、保全地域等		
(6) 特定非営利活			

<p>動法人</p> <p>(7) (社) 日本動物園水族館協会及び(社) 日本植物園協会加盟の動物園、水族館、植物園</p> <p>(8) 任意団体、ボランティア団体</p>			
--	--	--	--

事業計画書

1. 令和 年度緑といきもの賑わい事業の内容

(1) 事業名

(2) 事業の区分 ※いずれかに○をつけてください。

ア. 通景確保事業 イ. 公有地における原風景再生事業 ウ. 緑化事業

エ. 保全地域等の保全事業 オ. 希少野生動植物の保護増殖事業

カ. 生物の生息・生育空間の保全等に関する事業 キ. 普及啓発事業 ク. 組織基盤強化事業

(3) 事業の個別の概要 ※ (2) の事業の区分別に記載してください。

2. 令和 年度緑といきもの賑わい事業の実施により期待される効果

3. 事業費内訳書

事業の内容	事業費	同左内訳				工期 (着工) (竣工)	摘要
		県費 補助金	市町費	施設費	その他		
	円	円	円	円	円		
合計	円	円	円	円	円		

4. 事業を実施する団体の概要 ※市町、法人は記載不要

団体	名称
	代表者氏名
	住所
	電話番号
	F A X 番号
	e-mail
	ホームページ
事務局（連絡先）	担当者氏名
	住所
	電話番号
	F A X 番号
	e-mail
設立	年 月 構成員 人
設立目的	
会費	一人 円／年
入会資格	
主な活動歴 及び規約	別紙添付してください。

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

誓約書

私は、令和 年度緑といきもの賑わい事業補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

※ チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

※ 県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度緑といきもの賑わい事業補助金
事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった
緑といきもの賑わい事業補助金について、下記のとおり変更したいので、長崎県補助金等
交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、その承認を申請し
ます。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 設計書（もしくは見積書）
- 4 関係図面及び現況写真（普及啓発は省略可）

注）添付書類については、交付申請書に添付したものと同一であれば、省略することがで
きる。

発行責任者及び担当者

発行責任者 氏名	(連絡先: - -)
発行担当者 氏名	(連絡先: - -)

番 号
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度緑といきもの賑わい事業補助金
事業計画中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け長崎県指令 第 号で交付の決定の通知があった
緑といきもの賑わい事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、長崎県
補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条第2項の規定により、その承認
を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容

発行責任者及び担当者

発行責任者 氏名 (連絡先: - -)

発行担当者 氏名 (連絡先: - -)

事業の内容	事業費	同 左 内 訳					工 期	摘 要
		県 費 補助金	左のうち 受領済額	市町費	施設費	その他		
	円	円	円	円	円	円	着工 年 月 日 竣工 年 月 日	
合計								

(注) 事業計画を () 表示すること。

着 工 （ 出 来 高 ） 証 明 書

事業の内容	事業費	交付決定額	工 期	着工年月日	〇〇年〇〇月末日現在		補助金相当額
					出 来 高 見 込 額		
	円	円			%	円	円

上記のとおり着工した（出来高見込みである）ことを認めます。

年 月 日

市町（民間団体）長

上記記載のとおり相違ないことを確認する。

年 月 日

長崎県主務課長

印